

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	みよし市民憲章推進会議		
開 催 日 時	令和8（2026）年9月29日（火曜日） 午前10時30分から午前11時15分まで		
開 催 場 所	みよし市役所1階 101会議室		
出 席 者	<p>（委員） 清水素子、岡本文子、小野津也子、森崇博、近藤鏡子、柳川傑、柴本信之、柘植文典、廣戸伸行、山下正午、細井拓郎</p> <p>（事務局） 城総務部長、瀧元協働推進課長、金丸協働推進課主任主査、國井協働推進課主事</p> <p>傍聴者 0名</p>		
次 回 開 催 予 定 日	—		
問 合 せ 先	協働推進課 担当者名 國井 電話番号 0561-32-8025 ファックス番号 0561-32-2165 メールアドレス kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	・ <u>議事録全文</u> ・ 議事録要約	要約した理由	—
審 議 経 過	<p><内容> あいさつ</p> <p><議題> （1）令和7（2025）年度事業実績について （2）令和8（2026）年度事業計画及び令和9（2027）年度事業計画（案）について</p>		

会議録		
開会	瀧元課長	<p>本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、只今から令和８年度みよし市民憲章推進会議を開催いたします。</p> <p>最初に礼の交換を行います。</p> <p>皆様、御起立ください。一同礼。</p>
市民憲章 唱和	瀧元課長	<p>続きまして、市民憲章の唱和を行います。市民憲章は、資料の最終ページに掲載しております。</p> <p>市民憲章の前文を事務局が朗読した後、「ひとつ」と言いましたら、御唱和いただきますようお願いいたします。</p> <p>市民憲章唱和</p>
	瀧元課長	<p>御着席ください。</p> <p>それでは、総務部長の城からあいさつ申し上げます。</p>
あいさつ	城部長	<p>総務部長の城でございます。</p> <p>本日は、みよし市民憲章推進会議にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>市民憲章は、美しい郷土を大切にし、自らの手ですみよい街にするという思いを込めて、１９７５年、昭和５０年に制定され、本年３月で制定から５１年が経ちました。</p> <p>本日の会議では、市民憲章に謳われている住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な事項について、皆様のご意見やご助言をいただきたく存じます。市民憲章にふさわしい事業が今後も展開できますよう、どうぞ皆様のご理解とご協力をお願いいたします。</p>
	瀧元課長	<p>続きまして、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いいたします。</p> <p>それでは、清水委員から、順番をお願いいたします。</p>
	清水委員	<p>教育委員の清水素子と申します。任期が４年なのですが、明日で任期が終わります。２年前にもこちらの委員をさせていただきました。よろしくお願いいたします。</p>
	岡本委員	<p>農業委員の岡本です。この会議に出るのは、２回目です。よろしくお願いいたします。</p>
	小野委員	<p>みよし商工会女性部副部長の小野津也子です。よろしくお願いいたします。</p>
	森委員	<p>みよし市工業経済会、会長の森です。よろしくお願いいたします。</p>
	近藤委員	<p>みよし市文化協会副会長の近藤です。この会議は初めてですが、よろしくお願いいたします。</p>

柳川委員	みよし市スポーツ協会会長の柳川と申します。よろしくお願いします。
柘植委員	みよし市安全なまちづくり推進協議会の柘植と申します。よろしくお願いします。
廣戸委員	みよし市緑と花の推進委員会の廣戸と申します。よろしくお願いします。
山下委員	いきいきクラブみよし連合会副会長の山下です。かつて、行政区区長の時代に一度この会議に出た経験があります。
細井委員	トヨタ生協メグリア三好店で店長を務めております、細井と申します。よろしくお願いします。
瀧元課長	<p>続きまして、事務局の職員紹介をさせていただきます。</p> <p>先ほど、挨拶をさせていただいた総務部長の城、私協働推進課の課長をしております瀧元と申します。担当の主任主査の金丸、主事の國井、このメンバーで事務局を務めさせていただいております。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日、みよし市青少年健全育成推進協議会の吉田委員より御欠席のご連絡をいただいております。また、柴本委員は遅れが生じているとのことです。</p> <p>続きまして、みよし市民憲章推進会議に関する要綱について、担当から説明します。</p>
金丸主任主査	<p>それでは、資料の２ページと３ページを御覧ください。</p> <p>第１条で、この会議の目的は、みよし市民憲章の周知啓発を図るために、みよし市民憲章推進会議を開催することに関し必要な事項を定めるものとしています。</p> <p>第２条で、この会議は、市民憲章に謳われている住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な事項についての意見又は助言を求めるとしています。</p> <p>第３条で、会議に出席依頼をする団体について規定し、教育委員会を始めとした１２団体としています。</p> <p>第４条で、会議の運営及び必要があるときには、関係者の出席を求め、意見や説明を聴き、資料の提出を求めることができるとしています。</p> <p>第５条で、会議の庶務について処理する部署について規定しています。</p> <p>第６条で、この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定めるとしています。</p> <p>以上で要綱についての説明を終わります。</p>
瀧元課長	会議の進行につきましてですが、要綱第４条に会議の参加者は、互選により会議を進行する座長を決めることができるとありますが、本

議事	<p>瀧元課長</p> <p>國井主事</p>	<p>日委員の皆様のご了解がいただければ、事務局にて進めさせていただこうと考えていますがいかがでしょうか。</p> <p>「異議なし」との発言あり</p> <p>ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、進行は事務局にて進めさせていただきます。</p> <p>それでは、次第に基づき、議事に入らせていただきます。</p> <p>御質問につきましては、説明終了後に一括して承りますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、資料4ページを御覧ください。はじめに、事業趣旨について、御説明いたします。</p> <p>みよし市民憲章は、市民一人ひとりに文言そのものを暗記していただくことを目的とするものではなく、みよし市が目指すまちの姿や大切にしたい価値観を共有するための理念として位置付けるものであります。そのため、市民憲章の推進に当たっては、認知度のみを成果指標とするのではなく、市民が日常生活や各種活動の中で、市民憲章の考え方に自然と触れ、共感し、行動につながっていく状態を目指します。</p> <p>また、市の施策や既存事業の中で、市民憲章の理念を意識した周知・啓発を行うことで、市民憲章をより身近に感じられる機会の創出を図ります。なお、市民憲章の認知度につきましては、過去3年間において、市民全体の過半数を上回る結果となっております。</p> <p>資料5ページを御覧ください。</p> <p>それでは、令和7（2025）年度事業実績について、御説明いたします。区分欄に記載がありますが、継続と記載があるものは、令和6年度に引き続き実施した事業であり、新規と記載があるものは、令和7年度に新しく実施した事業です。資料に基づき順に説明いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市勢要覧に市民憲章を印刷し、希望者へ配布しました。また、ホームページでも閲覧できるようにしました。 ・関係機関へ配布する冊子や市の封筒へ市民憲章を印刷し、市民の皆様の目にふれる機会を増やしました。 ・文化の日記念式典において、式典冒頭での市民憲章唱和及びパンフレットに掲載しました。 ・総合スポーツ大会開会式での市民憲章唱和及びプログラムへの掲載がありました。 ・各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。 ・生涯学習活動報告書へ市民憲章を掲載し、関係各所へ配布しました。 ・小学3、4年生が社会科で使用する副教材に市民憲章を紹介する内容を掲載し、学校生活の中で市民憲章について考えてもらう機会を提供しました。 ・緑と花の推進委員会総会等、各種会議資料の裏表紙へ市民憲章を掲載しました。 ・三好中学校の生徒が社会貢献活動の一環として作成した市民憲章を啓発する「紙芝居」を活用し、中学生の職場体験として、わかば保育
----	-------------------------	---

		<p>園で読み聞かせによるPRを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三好中学校の生徒が社会貢献活動の一環として作成をした「みよし市民憲章のPR画像」さんさんバスや公共施設の電子掲示板へ放映しました。 ・市民憲章を紹介する市ホームページの二次元コードを記載した付せんを作成し、二十歳の成人式で配布しました。 ・協働推進課のInstagramにより、市民憲章を紹介しました。 <p>資料6ページを御覧ください。</p> <p>令和8（2026）年度事業について、御説明いたします。6ページに記載している令和7年度事業と同順番で事業を記載しており、令和7年度事業を継続して、令和8年度も引き続き事業を実施します。</p> <p>新規事業としては、『どこどこ？見つけてみよう！みよし市民憲章』と題しまして、市内に掲示されている「みよし市民憲章」を探し、写真を撮影して応募してもらう参加型企画を実施します。応募者には、市民憲章を読んで感じたことや、普段の生活で意識したいことなどもあわせて回答してもらい、市民憲章を“見る”だけでなく、“考える”機会につなげます。委員の皆様におかれましても、積極的な御参加をお待ちしております。</p> <p>さらに、職員に対しましても、来年度の事業計画を検討する際には、市民憲章の理念をより多くの事業に取り入れていただけるよう、事務局として庁内全体へ働きかけ、協力を呼びかけてまいります。</p> <p>資料7ページを御覧ください。</p> <p>続いて、「令和9（2027）年度事業計画（案）」について、御説明いたします。</p> <p>令和9（2027）年度事業計画(案)について、令和8年度における事業と同様に、令和8年度の事業区分に「継続」としてある“市勢要覧”から“どこどこ？見つけてみよう！みよし市民憲章”まで、引き続き実施する予定です。</p>
質疑	瀧元課長	<p>ここで、御質問や御意見などがありましたらお願いします。</p> <p>先ほど説明させていただきました市の職員に対して、市民憲章を意識した事業について働きかけを行うという説明をさせていただいております。過年度の会議では、委員の皆様より、市民憲章をどのように進めていくのか、また市民の皆様が市民憲章を暗記していただくことを目的としているのか、そうではないのかというご意見をいただきました。市の職員は、もちろん市民憲章の理念をしっかりと理解した上で、政策にしっかりと落とし込んでいくことが必要であり、こちらについては働きかけをさせていただいております。</p> <p>一方、市民の皆様に対しましては、一言一句暗記していただくことよりも、普段の生活の中で、市民憲章のイメージに沿った取り組みが既に実践されているのではないかと考えております。その取り組みが市民憲章のどこかに謳われているということに気づいていただく機会</p>

		<p>として、また、委員の皆様より各家庭で行っている市民憲章に関連した取り組みを紹介してもらったらどうかというご提案もいただきました。このご意見を踏まえ、新しい企画である「どこどこ？見つけてみよう！みよし市民憲章」にこの要素を取り入れさせていただいております。</p> <p>つきましては、委員の皆様から忌憚のないご感想やご意見をいただければと思います。例えば、清水委員のご感想やご提案など、「こんなことしたらどうだろうか」というご意見をお聞かせいただければと思います。</p>
	清水委員	<p>確かに、よく考えてみるといろいろなところに掲示されているなど感じます。先日イオンに行った時にも、ここにも掲示されていたのだと気づきました。掲示されている場所が結構多い割には、あまり認識していないというか、気に留めないことが多いのが実情だと思います。ここに書かれていることを読んでみれば、確かに大事なことだなとは思いますが、自分自身にあまり思い入れがないというか、市民憲章がどのような経緯でできたのかという背景をあまり理解していません。私と同一年ぐらいの時代にできたもので、あまり思い入れがないというのが正直なところだと思います。皆さんも同じようなお気持ちなのかなと思います。これがそのまま引き続き継承されていくものであればそれでいいのですが、市民の意識をここに持ってきてもらうためには、もう少し簡単な形にするとか、あるいは市民の意見を取り入れながら市民憲章を見直すことも検討してはどうかと思いました。市民が本当にこのような市民憲章を作り、それを掲げて皆で取り組んでいくという形にしたいのであれば、そうした見直しもあるといいのではないかなと思います。</p>
	瀧元課長	<p>ご意見をお聞かせいただきありがとうございます。これからの未来を担う子どもたちにフォーカスするという事で、先ほど紹介させていただいた紙芝居についてですが、市民の皆様が市民憲章に触れる何かいいきっかけとなるようなものはないだろうかと、中学生に提示させていただきました。中学生からは、率直な意見として「市民憲章の文言が難しくてわかりにくい」というご指摘いただきました。そこで、保育園児向けの分かりやすい紙芝居を作成したらどうかと提案をいただき、ストーリーから絵まで全て中学生に考えて作成していただきました。このような取り組みを保育園の読み聞かせの場にも活かすため、中学生の職場体験にこの活動を組み込ませていただいております。市民憲章という非常に難しい内容を、もう少しわかりやすい形にするために、「5つの約束」のような、子どもたちにも理解しやすい言葉で説明させていただき、子どもたちが成長していく過程で市民憲章をより身近なものに感じていただきたいと考えており、このような取り組みを進めさせていただいております。</p> <p>一方、職員に対しましても、担当課はもちろんのこと、他の担当課においても、市民憲章が50年にわたって継続されていることを踏まえ、自分たちの施策がこの憲章のどの部分に寄与しているのかを意識して計画を立てていただきたいというご意見を、本会議の委員の皆様からいただきました。このご意見を踏まえ、現在取り組みを進めさせていただいております。</p>

		<p>本日いただいた貴重なご意見をもとに、今後事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。</p>
	岡本委員	<p>文章を読んでもやっぱりパッと何かイメージが湧きにくいというか。「川はきれいにしよう」や「スポーツに親しもう」とか。</p> <p>紙芝居のように、具体的な取り組みが思い浮かぶことで、子どもたちに聞かせる方がいいことだなと思います。ただ、全ての保育園で実施しているわけではないのですよね。昨年度はわかば保育園。他の保育園でもそういった紙芝居で子どもたちにわかりやすく実施してもらえたらと思います。また、紙芝居を作成しているのは三好中学校だけなのですか。</p>
	瀧元課長	<p>三好中学校の総合学習の中で、当時コロナの影響により学校行事ができない状況にあったことから、市の施策に子どもたちが参加できないだろうかというご提案をいただきました。そこで、市民憲章をテーマとして紙芝居を作成していただいたというところからこの取り組みを始めさせていただいております。学校からオファーがあれば、こちらから声掛けさせていただいておりますが、学校に負担をかけないようにしながら進めていきたいと考えています。</p> <p>また、作成していただいた紙芝居を頂くだけではなく、多くの保育園に展開していくことについても希望を持っております。</p>
	小野委員	<p>私が思ったことは、市民憲章の難しい言葉をパッと見ても、白黒よりも、色がついているこのクリアファイルのような視覚的に分かりやすいものの方が効果的だと思います。小学校や中学校で毎年の始業式にこのようなものを配布すれば、毎年目に触れることで、自然と言葉が覚えられるのではないのでしょうか。</p>
	瀧元課長	<p>ありがとうございました。</p>
	森委員	<p>初めて知ったことがたくさんあって、いろいろなことが非常に多く実施されているのだなと感じました。特に、最後に説明いただいた「どこどこ？見つけてみよう！みよし市民憲章」の取り組みが良いなと思います。ただ、実際にどれくらいの方が参加されたのか、皆さんが想定していた以上に集まったのか、それとも想定より少なかったのか、そういった実績をお聞きすることで、今後どのように繋げていくのかといったアイデアも出てくるのではないかと思います。そのような情報もお聞かせいただけるとありがたいと感じます。</p>
	瀧元課長	<p>ご指摘いただいた企画についてですが、来月10月から1ヶ月間取り組みさせていただくことにしており、広報でもご紹介させていただいております。この企画の結果については、委員の皆様にはフィードバックさせていただきたいと考えております。</p> <p>これまでの取り組みは、冊子の裏面に掲載するなど、啓発活動に留まっていた部分がありました。しかし、本会議の委員の皆様からより積極的な働きかけをすべきというご意見をいただきました。そこで、市民の皆様には市民憲章を暗記していただくことよりも、どのような形で市民憲章に触れていただくかという視点を重視し、今回このような</p>

		企画を実施させていただきます。実施結果や感想なども含めて、ご報告させていただきたいと考えております。
	近藤委員	私も同じなのですが、「どこどこ？見つけてみよう！みよし市民憲章」は素敵だなと思います。もしも予算があればですが、応募していただいた方に何か景品を用意するような形はいかがでしょうか。そうすることで、もっともっと皆さんが応募してくれるのではないかと思います。
	瀧元課長	ご指摘ありがとうございます。景品というのは、参加いただくためのきっかけづくりとしては良いアイデアだと思います。一応、オリジナルシールを作成させていただくことにしており、立体的でふっくらするようなものを製作させていただいております。中高生の子どもたちはシールを貼ったりするアイテムに関心を持つことが多いため、みよし市製作のシールに関心を持っていただければ、若い世代の方々にも参加いただけるのではないかという視点から、今回若手の職員がアイデアを出してくれております。
	小野委員	喜ばれそうですね。
	瀧元課長	また、景品についてはいろいろ検討しながら進めていければと思います。
	柳川委員	実はこの市民憲章は当時、町民憲章でしたが、私自身が役所の職員として働いていた時に、この憲章を作成する業務を担当しておりました。当時、この憲章を作成するにあたって、三好町のまちづくりの理念を考えるために始まったものです。みよしはもともと農村の町でしたが、トヨタ自動車関連の工場が増えてきて人口が増え、三好丘の方に家がたくさんできるようになりました。私は北海道出身ですが、小学校のときにここへご縁があって住むようになりました。自分のふるさととして、当時の役場に勤めたものですから、地元の町に愛着があります。また、自分の子どもや孫たちが育っている町であるため、特にそのようなことについては意識を持っております。市民憲章には5つの項目があると思いますが、なかなかこれを覚えるといったことは難しいと思います。しかし、普段の生活の中で思い出してみることが大切だと考えます。例えば、家の庭に花を植えたりすれば、一番上の「緑と花を育てる」という項目に関わっているのだと思いますし、小中学生の卓球の指導をしている中で、スポーツに親しみ、青少年の成長を支援する活動に関わっているのだと思います。また、お隣の文化協会で活動されている近藤さんは、文化の町づくりに該当しているのだと思います。このように、何かの機会に触れ合ったときにパッと思い出してみるといいのではないかと感じます。そうは言っても、実際にどのような場面でそのようなことが起こるのかということになると、具体的な取り組みが非常に重要だと思います。実は私はスポーツ協会の会長3年目ですが、総合スポーツ大会の際に、当初は開会式で市民憲章の唱和を行っていたと思います。しかし、いつからか行われなくなってしまいました。私が会長になり、この会議に参加するようになったときに、これはまずいなと思い、再び唱和を開始させていた

		<p>できました。また、資料にも市民憲章を印刷して、皆様に配布するようにしています。そのくらいの機会がないと、なかなか市民憲章が意識されないのです。ただし、当時の三好町から現在のように人口が6万3,000人程度に増え、外から多くの方々が来られるようになった時代において、市民憲章に触れ合う機会はなかなかないかもしれません。しかし、だからこそそのようなものが必要なのではないかと思います。当時の三好で生まれ育った人というのは、だんだん減ってきていると思います。むしろ、外から入ってこられた方々がこれからのみよしのまちづくりに携わっていただける機会があると思うので、是非この取り組みは進めていっていただきたいと思います。</p>
	瀧元課長	<p>ありがとうございました。</p>
	柴本委員	<p>そうですね。市民憲章につきましては、この文章そのものを暗記していただくということは非常に難しいと思います。この理念を覚えていただいて、時々思い出していただくことが大切です。そのためには、お子さんの時から市民憲章に親しむことが最も効果的であり、記憶に残りやすいと考えます。現在のお子さんたちは紙ベースで学ぶだけでなく、SNSを活用してどんどん発信していくのも良いのではないかと思います。また、それ以外の方法としては、市が主催する業務や会議では必ず市民憲章の唱和を行うようにすることが考えられます。一番理想的なのは、条例のようなもので唱和を義務づけることですが、条例化まではやりすぎかもしれません。</p>
	瀧元課長	<p>ありがとうございました。</p>
	柘植委員	<p>私は現在、小学生の登下校で一緒に歩いているのですが、小学3・4年生の教科書にも市民憲章が掲載されているとのこと、また集合場所の掲示板にも掲示されています。この資料をいただいたときに、子どもたちに「君たちは市民憲章を知っているか」と聞いても、知っていると答える子は正直1人もいません。正直なところ、当然といえば当然ですが、おそらく小学生には少し噛み砕かないと難しいと思うのです。今後、どのように啓発・PRしていけばよいのかということについては、現時点では私も明確な答えを持っていませんが、ここは今やっている小学生ぐらいから最も取り組みをしていただく方がいいかと思います。しかし、なかなか小学生と毎日一緒にいると、市民憲章を見ても理解するのは難しいのかなと、やはり現実として感じます。</p>
	瀧元課長	<p>ありがとうございました。</p>
	廣戸委員	<p>将来のある小中学生の方にいろいろと取り組みをなされているということで、最後に今年やろうとしている「どこどこ？見つけてみよう！みよし市民憲章」という企画についても、SNSを使って市民の皆様、幅広く意見を収集できるのではないかと思います。ですから、それをどのような形で進めた結果をまたお聞かせいただきたいと思います。</p>
	瀧元課長	<p>ありがとうございます。承知いたしました。</p>

	山下委員	私も各種行事で常に市民憲章の唱和をしているのですよね。暗記とまではいきませんが、間違いなくいつも読めるような状況になっています。この市民憲章が、かつての柳川さんが言われたように、町民憲章からずっと続いてきているという話なので、できてからもう3、40年ぐらいですか。
	城部長	50年になります。
	山下委員	これをずっと言い続けてきて、こういうまちになっているのかということが、この憲章の究極の目的ですよ。憲章を覚えさせるということは目的ではなくて、憲章によってどういうふうになったのかということの方が重要なのです。協働推進課としては、この市民憲章を検証することが大切だと思います。例えば、第1項目の「あふれるばかりの緑と花を育て 川をきれいにし うるおいのある美しいまちにしましょう」とあるのですが、どこに緑と花があるのか、どのように川がきれいになっているのか、どのような点でうるおいのあるまちと評価できるのか、ということを検証するというのが企画の方法だと思います。ですから、そういうことを市民の皆さんに根付かせていかなければいけないということです。今一番訴えかける相手としては、やっぱり子どもが一番いいなという気がするのです。紙芝居を作ったという話がありますね。1つの案ですが、みよしの中で実はこうなっています、あるいはまだまだなっていないことをクイズ形式で作って、市民憲章を基にした取り組みによって、どのような変化があったのかということを皆さんに知らせるという形で企画して、それを展開していくことを実施すれば、身をもって覚えることができるのではないかと思います。この憲章に対する具体性を持たせるような企画・運動をしていく方がいいのではないかなというふうに思います。
	瀧元課長	ありがとうございます。
	細井委員	令和7年だとSNSの啓発で、令和8年だと「どこどこ？見つけてみよう！みよし市民憲章」ということで、新規の事業を必ず毎年やられているということで非常にいいなと思いました。今後、令和9・10年と時代も変わっていけば、それなりの対応方法も変わってきますので、それぞれの流れというか流行に合わせた形で、今後も新規事業を継続されていったら、どこかでまた広まる機会も多いかなと思いますので、またその辺を期待しています。
	瀧元課長	<p>ありがとうございます。委員の皆様にご貴重なご意見を賜りました。</p> <p>子どもたちへのアプローチが非常に重要であること、また、どのように市民の皆様にご意識をしていただくかということが重要であり、文言の暗記を求めているわけではないという点について、どのようにPRしていくのかということについて、率直に皆様のご意見から、特に山下委員からは、検証方法についてもご助言いただいたと考えております。まず、今私たちが考えているのは、職員が市民憲章について正しく理解することです。それはやはりそれぞれの施策に適合している理念でありますし、自治基本条例においても市民憲章の理念を掲げており、自治を進めております。そのメンバーとして市民の皆様や企</p>

閉会	<p>業の皆様、もちろん私たち行政機関も一体となって進めていくということを掲げておりますので、そういった意味でも市役所の職員がしっかり意識して、事業展開するときに市民憲章のどの理念に沿っているのかということの意識づけが非常に必要だと思っております。今そこに着手をさせていただいているところです。</p> <p>また、市民の皆さんへのアプローチについては、今回「どこどこ？ 見つけてみよう！ みよし市民憲章」という企画を通して、もう少し違う形もあれば、積極的に取り入れさせていただきたいと思っております。外部からみよし市にお越しになられた方に、共通のまちづくりのルールを認識していただく必要性もありますし、子どもたちが成長して大人になっていったときに、みよし市のルールであることを次世代の子どもたちにも適切に伝えられるような、そういった展開が必要だと考えております。</p> <p>忌憚のないご意見を今後もいただきながら、より良い市民憲章にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは以上で議事の方を閉じさせていただきたいと思っております。 一人一人ご意見ありがとうございました。 以上で、令和８年度みよし市民憲章推進会議を終了いたします。</p> <p>最後に礼の交換をしたいと思っておりますので皆様、御起立をお願いいたします。 一同礼。 ありがとうございました。</p>
----	---